

## 紹介者が退職した場合（返戻金制度）

弊社の紹介により採用された方が、入社後6カ月以内に「本人の都合により退社」又は「本人に帰すべき事由による解雇」に至った場合には、弊社が受領した紹介手数料のうち下記金額を返戻します。

| 退職に至るまでの期間     | 紹介手数料に対する返戻金の割合 |
|----------------|-----------------|
| 1 か月以内         | 80%             |
| 1 か月を超え 3 か月以内 | 50%             |
| 3 か月を超え 6 か月以内 | 10%             |